

オフサイトセンターの設置場所

原子力災害発生時には住民の安全確保を図るため、原子力事業者による応急対策はもとより、事故状況の把握、環境放射線のモニタリング、緊急時医療活動など様々な緊急事態応急対策が必要となります。

これらの対策を実施するには、国、地方自治体等の防災関係機関、原子力事業者及び原子力に関する専門家など関係者が一堂に会して、情報を共有し、共通の認識を持って統一的な対策を実施することが必要です。

こうした応急対策などを行う拠点となる施設が「緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)」です。



島根県原子力防災センター

● 内閣総理大臣が指定(22カ所)

